平成２４年（フ）第６３３号
千葉県松戸市中根長津町57番地　ル・シェルブルー203号
債務者　渋谷せつ子（旧姓城間）
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６５８号
千葉県野田市中野台254番地の１　県営住宅野田中野台団地３棟343号
債務者　石渡　寿美
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１１８号
名古屋市瑞穂区白龍町１丁目93番地　藤ハウス302号
債務者　船山　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４１１号
名古屋市東区泉１丁目20番28号　Ｓ―レジデンス泉1408号西川佳佑方、住民票上の住所名古屋市千種区今池５丁目26番６号　グランステージ今池206号
債務者　豊山恭資こと豊山恭誉こと　洪　　鐘侃
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５０２号
名古屋市昭和区山里町68番地の２
債務者　成田美代子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７９１号
名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地４棟516号
債務者　前田　豊美
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０号
長崎県雲仙市南串山町甲2229番地５
債務者　三宅　淳子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３１３１号
愛知県豊明市沓掛町小廻間16番地179
債務者　木村由美子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６０号
青森市新田２丁目32番10号　関谷マンション15―２
債務者　長内　　剛
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
青森市堤町２丁目24番７号　高坂アパート512号
債務者　葛西　郁子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
青森市筒井４丁目６番33号
債務者　村元三樹也
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目27番24号　コーポ進藤101
債務者　渡壁　　博
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３３４号
和歌山市西庄1073番地の51
債務者　辻本小百合
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７７０号
東京都八王子市中野山王１丁目４番６号第２サンライズコーポ103号
債務者　白鳥裕紀子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０６１号
東京都八王子市平岡町23番５号平岡マンション206号
債務者　市川　一弘
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５１４０号
大阪市西区九条南４丁目３番16号701
債務者　東條　住枝
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３８５号
大阪市阿倍野区王子町２丁目６番18号
債務者　坂本　京子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部